

青森県自動車関連産業振興協議会規約

平成18年9月25日制定

平成24年4月1日改正

平成28年6月3日改正

令和 6年4月1日改正

(名称)

第1条 本会は、「青森県自動車関連産業振興協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、自動車関連産業を中心としたものづくり企業等の相互の交流と連携の場を創出し、青森県における自動車関連産業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報の提供と共有
- (2) 交流機会の創出とセミナー等の開催
- (3) 技術展示会等の開催
- (4) 取引拡大の支援
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する企業、業界団体、産業支援機関、教育機関及び行政機関等により構成する。

(入会及び退会)

第5条 入会を希望する者は、入会申込書を代表幹事に提出しなければならない。

2 会員は、退会しようとするときは、退会届を代表幹事に提出しなければならない。

(役員の定数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 代表幹事 1名
- (2) 副代表幹事 若干名
- (3) 幹事 15名以内

2 役員は、会員の中から総会において選任する。

3 代表幹事は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるとき又は代表幹事が欠けたときはその職務を行う。

5 役員の任期は、原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第7条 協議会の総会は、原則として年1回開催する。なお、代表幹事が必要と認めた場合はこの限りでない。

2 総会は、代表幹事が招集し代表幹事が議長を務める。

3 総会は、協議会の事業及び運営に関する基本的事項について審議、決定する。

4 総会の議決は、出席総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(幹事会)

第8条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、代表幹事、副代表幹事及び幹事で構成する。

3 幹事会は、必要に応じて代表幹事が招集し、代表幹事が議長を務める。

4 幹事会は、協議会の事業及び運営に関する事項を審議する。

(事務局)

第9条 本協議会の事務を処理するため、青森県経済産業部地域企業支援課に事務局を置く。

(細則)

第10条 本規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、代表幹事が別に定める。

附 則

本規約は平成18年9月25日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

本規約は改正の日から施行する。

附 則（平成28年6月3日）

本規約は改正の日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

本規約は改正の日から施行する。